



訴 状

平成18年5月29日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 多 久 島 耕 治



〒145-0064 東京都大田区上池台五丁目7番1号

原 告 社会福祉法人 響 会

上記代表者理事 宮 川 宗 雄

〒160-0023 東京都新宿区西新宿三丁目5番1号日石新宿ビル10階

多久島法律事務所 (送達場所)

上記訴訟代理人弁護士 多 久 島 耕 治

電 話 03-5381-6471

FAX 03-5381-6475

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番5号

被 告 東 京 都

上記代表者知事 石 原 慎 太 郎

固定資産税賦課処分取消等請求事件

訴訟物の価額 268万8000円

ちょう用印紙額 1万9000円

## 第1 請求の趣旨

### 一 主位的請求

- 1 東京都大田都税事務所長が原告に対し平成17年6月1日付でした別紙物件目録第1項記載の土地にかかる平成17年度の固定資産税及び都市計画税の賦課処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

### 二 予備的請求

- 1 東京都大田都税事務所長が原告に対し平成17年7月19日付でした別紙物件目録第1項記載の土地にかかる平成17年度の固定資産税及び都市計画税の減免決定処分のうち、減免を一部不許可とした決定部分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

以上の判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 一 当事者

原告は、東京都大田区内において第一種社会福祉事業たる特別養護老人ホーム「好日苑」(以下、「本件施設」という)等を設置運営する社会福祉法人であり、被告は、後述する課税処分及び減免決定処分の処分庁である東京都大田都税事務所長が所属する公共団体である。

### 二 審査請求までの事実経過

- 1 原告は、平成10年3月31日に東京都知事の施設設置認可を得て、同年4月1日より本件施設を設置・運営していたところ(甲1)、平成14年8月頃、大田区より、同区の介護保険事業計画達成のため本件施設を拡張して入所定員数を増やしてもらいたいとの要請を受けた。そこで原告は、本件施設の新館を増設する方針を決定し、被告及び大田区から土地取

得費用にかかる計4億4022万5000円（売買代金の約70%）の補助金を得て（甲2の1，甲3の1），平成15年12月19日，その建設用地として本件施設に隣接する別紙物件目録第1項記載の土地（以下，「本件土地」という）を売買代金6億3500万円で買い受け，その所有権を取得した（甲4）。

さらに原告は，国，東京都（被告）及び大田区から平成15年度から平成16年度にかけて施設建設費用（施設整備費）にかかる計4億2349万6000円（実際の工事等費用の約55%）の補助金を得て（甲2の2，甲2の3，甲3の2，甲3の3），平成16年2月28日より本件土地上において新館となる別紙物件目録第2項記載の建物（以下，「本件建物」という）の建設工事を開始して翌平成17年2月28日に工事を完成し，同年3月11日付で新築登記を了した（甲5）。また，同年3月28日付で本件施設の入所定員増加にかかる東京都知事の認可を得た（甲6）。

こうして原告は，本件施設の新館として平成17年4月1日より本件土地及び本件建物における特別養護老人ホーム運営事業を開始した。

2 しかるところ，東京都大田都税事務所長（以下，「処分庁」という）は原告に対し，平成17年6月1日付で本件土地にかかる平成17年度の固定資産税及び都市計画税（以下，「固定資産税等」という）合計268万8000円の賦課処分（以下，「本件賦課処分」という）を行った。

原告は，同年6月2日に受領した同年6月1日付納税通知書（甲7）により本件賦課処分がなされたことを知った。

3 このため原告は，平成17年6月6日，本件土地及び家屋が地方税法第348条第2項第10号の3及び地方税法施行令第49条の13により非課税とされる「特別養護老人ホームの用に供する固定資産」に該当することを理由に，処分庁に対し本件土地及び家屋にかかる「固定資産税・都市計画税非課税申告書」を提出した（甲8）。

さらに念のために、平成17年6月10日、上記申告書と同一の理由にて処分庁に対し本件土地全体にかかる平成17年度の固定資産税等の減免を申請した(甲9)。

- 4 これらの申告及び申請に対し処分庁は、平成17年度の固定資産税等は非課税とならない旨原告に通知するとともに、平成17年9月19日、本件土地の一部について固定資産税等の減免を認めず、その余の部分についてのみ減免する決定処分を行った(以下、「本件減免決定処分」という)。

原告は、同年8月11日、平成17年度の固定資産税等の減額にかかる同年8月10日付決定通知書(甲10)を受領し、本件減免決定処分がなされたことを知った。

### 三 審査請求の経過

平成17年9月30日、原告は東京都知事に対し、本件減免決定処分の取り消しを求めて審査請求を申し立てた(甲11の1)。これに対し東京都知事は、平成18年1月31日、本件減免決定処分のうち減免を許可した部分については審査請求を却下し、減免を不許可とした部分については審査請求を棄却する旨の裁決をした(甲11の3)。

### 四 処分の違法性

#### 1 本件減免決定処分の根拠

- (1) 審査請求における処分庁の弁明(甲11の2)によれば、本件減免決定処分は、賦課期日後に老人福祉施設等の用に供された固定資産にかかる固定資産税等の減免について定めた被告の主税局長通達によるものである。

- (2) すなわち、処分庁のいう通達とは「賦課期日後に老人福祉施設等の用に供された固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の減免について」(平成11年11月16日付11主資計第249号 23区都税事務所長宛て主税局長通達(甲12)。以下、「平成11年通達」という)及び

「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取り扱いについて」（平成15年12月25日付15主資固発第172号 各都税事務所長宛て主税局長通達（甲13）。以下、「事務提要」という）である。

これら通達は、賦課期日後その年度内に開設された特別養護老人ホーム等の老人福祉施設における敷地等の固定資産は当該賦課期日の時点では固定資産の物的非課税について定めた地方税法第348条第2項中の「老人福祉施設の用に供する固定資産」（同第10号の3）にあらず同年度の固定資産税等が非課税とならないことを前提に、福祉サービス充実の必要性等にかんがみ東京都都税条例第134条第1項第4号及び東京都都税条例施行規則第31条第1項の規定に基づき同年度の固定資産税等を減免するとしている。

また、減免の対象となる固定資産は、「施設等の運営上直接必要な土地・家屋及び償却資産」をいい、減免対象部分の認定は「翌年度以降の非課税対象部分の認定と同様のものとする」としている。

(3) そして処分庁は、本件建物地下1階の食堂、男女更衣室・シャワー室、トイレは職員専用であって上記通達にいう「施設等の運営上直接必要な固定資産」に該当しないと判断の下、これら設備を減免対象外部分と認定し、本件建物の総床面積に対する減免対象となる床面積の割合をもって本件土地の減免割合を算出して本件減免決定処分に及んだとのことである。

## 2 法令の解釈

(1) しかしながら、上記各通達は地方税法第348条第2項第10号の3の「老人福祉施設の用に供する固定資産」の解釈を誤ったものであり（したがって、各通達そのものが違法無効というべきである）、本件土地にかかる平成17年度の固定資産税等はもともと非課税となるべきものであるから、本件賦課処分そのものが違法な処分であって取り消され

るべきである（主位的請求）。

また、仮に本件賦課処分及び上記各通達が適法であるとしても、本件減免決定処分のうち本件土地の一部について減免を不許可とした部分（以下、「本件不許可決定部分」という）は、処分庁が通達の解釈を誤ってなした処分であって違法であり取り消されるべきである（予備的請求）。

理由は後述するが、まずは前提として以下の点を確認しておく。

#### ア 社会福祉法人の公的性格

被告をはじめとする社会福祉法人は、昭和26年3月に公布された社会福祉事業法（現・社会福祉法）によって新たに創設された社会福祉法人制度に基づく特別法人である。社会福祉は国民の生存権を保障するものとして憲法第25条第2項により国がその責務を負担すべきものであるから、民間における社会福祉事業はかかる国の責務を代行するものであり、その担い手は国及び地方公共団体が行う社会福祉事業と一体となって活動しうるだけの公共性と社会的信用が備わっていないなければならない。かかる趣旨に基づき民法上の公益法人よりもさらに強い公的制約を及ぼし公共性と社会的信用を確保しようとしたものが社会福祉法人制度である。

かかる公的性格から、社会福祉法人に対しては憲法第89条における「公の支配に属する」ものとして補助金及び各種助成等の公金の支出が積極的に行われており（本件土地の取得費用にも補助金が充てられていることは既に述べた通り）、税法上も国及び地方公共団体と同様に各種国税及び地方税が原則非課税とされている（甲14）。本件にかかる「老人福祉施設の用に供する固定資産」についての固定資産税等の非課税についても、同一の趣旨に基づくものである。

なお、以下は言うまでもないことではあるが、本件で重要な行政法上の

視点を念のため確認しておく。

#### イ 目的的解释の重要性

行政法規は、公共の福祉を実現することを目的とし、この目的に仕える技術的・手段的性質をもつ法規範である。したがって、ある行政法規を解釈・運用するにあたっては、当該法規の目的がいかなる公共の福祉を実現することにあるか、その意義を考え、合目的的にこれを解釈・運用しなければならない。

#### ウ 法律による行政の原理

憲法第41条は国会を国の唯一の立法機関と定めており、行政は法律に基づき、法律に従って行われなければならない。これを財政面で具体化したものが憲法第84条の租税法律主義である。したがって、法律をもって非課税とするものについて条例であればまだしも単なる通達をもって課税物件として取り扱うことは、法律による行政の原理及び租税法律主義に反し許されない。

### 3 本件賦課処分 of 違法性

- (1) 地方税法は、「社会福祉法人その他政令で定めるものが老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの」については固定資産税を課税できないと定め（同法第348条第2項第10号の3）、これを受けた地方税法施行令は、社会福祉法人が経営する老人福祉法第20条の5に定める「特別養護老人ホームの用に供する固定資産」を具体的な非課税物件の一つに掲げている（同施行令第49条の13第2項第1号）。

ちなみに、特別養護老人ホームとは65歳以上で身体又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者等の養護を目的とする施設である（老人福祉法第20条の5）。なお、具体的な養護（福祉サービス）の内容につい

ては後述する。

しかるところ、本件土地は特別養護老人ホームたる本件施設の敷地として、その全体が正に「特別養護老人ホームの用に供する」ものであって、固定資産税を課することはできないのである。

## (2) 賦課期日との関係について

ア それにもかかわらず本件賦課処分がなされたのは、処分庁において、既に述べた平成11年通達及び事務提要と同様の賦課期日に関する解釈、すなわち賦課期日後その年度内に開設された特別養護老人ホーム等の老人福祉施設における敷地等の固定資産は当該賦課期日の時点では固定資産の物的非課税について定めた地方税法第348条第2項中の「老人福祉施設の用に供する固定資産」(同第10号の3)にあらず同年度の固定資産税等が非課税とならないとの解釈をしたものと考えられる。

イ しかしながら、かかる解釈は地方税法及び同施行令の上記非課税条項の趣旨・目的に明らかに反するものである。

既に述べた通り、社会福祉法人については本来国及び地方公共団体が行うべき社会福祉事業を代行する公的性格を持つ団体として、国及び地方公共団体と同様に各種国税及び地方税が原則非課税とされており、地方税法の上記非課税条項も同一の趣旨に基づくものである。

ウ したがって、地方税法第348条第2項第10号の3にいう「老人福祉施設の用に供する固定資産」を目的的に解釈すれば、「老人福祉施設」を賦課期日において現に開設しているものに限定する必要はなく、既に当該施設の設置認可またはこれと同視しうる行政行為がなされ、賦課期日時点での固定資産の利用状況が施設開設の準備として必要不可欠な活動に基づくものであり他の用途への利用可能性がない場合には、老人福祉施設の開設の有無に係わらず、当該固定資産は



「老人福祉施設の用に供する固定資産」にあたるものと言うべきである。

エ 具体的に本件では、原告が被告から施設の設置認可にあたる入所定員増員認可を得たのは平成17年3月28日である（甲6）。

しかしながら、原告と被告との間では、平成14年12月頃から補助金交付に必要な事前協議を幾度となく重ねていたものであり、平成15年11月10日に原告は被告から土地取得費用及び平成15年度の施設整備費用について既に補助の内示を受けていた（甲15の1、甲15の2）。さらにその後、土地取得費用については平成16年2月27日、平成15年度の施設整備費用については同年3月31日に正式な交付決定を受け、最終的な補助金の額も同年3月17日及び同年5月20日にそれぞれ確定したものである（甲2の1、甲2の2）。なお、平成16年度の施設整備費用については最終的な補助金確定は平成17年5月11日だが（甲2の3）、平成16年9月6日には既に補助の内示を受けていた（甲15の3）。

ところで、上記土地取得費用補助の根拠となった「東京都特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンター設置促進特別助成事業実施要綱」（平成4年7月13日 4福計第344号）は、助成基準として「事業の規模、資金計画等が適正であり、施設の建設計画が確立されていること」等を挙げ、全ての基準を満たすことが必要としている（甲16）。したがって、本件における土地取得費補助についても、事前協議で原告が示した施設の設計図面を含めた詳細な施設整備計画について、助成基準を満たした適正なものであるとの被告の判断がなされているのであるから、土地取得費補助及び施設整備費用補助に関する被告による前記内示、交付決定及び確定等の行政行為は、施設設置認可と同視しうるものである。

オ また、施設開設に必要不可欠である本件建物の建設工事は平成16年2月28日に着工し、平成17年2月28日には竣工しているものであるから、平成17年1月1日の段階では既に相当程度工事が進行しており、仮に工事を中断して建物を撤去するとすれば極めて多額の費用を要する状況であったから、その時点で他の用途に利用することは全く不可能であったといえる。

さらに、前記各補助金交付決定にあたっては、「東京都特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンター建設用地取得費補助要綱」（平成4年7月13日 4福高計第344号）等に基づく詳細な補助条件が付されており、そのうちのひとつとして補助金を他の用途に使用したときあるいは補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときには補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあることを挙げ（甲17）、その場合既に受領した補助金は違約加算金を加えて返還しなければならないことになる（同）。かかる点でも、平成17年1月1日の段階で原告が本件土地を他の用途に使用することは事実上不可能であったといえる。

カ よって、本件土地が平成17年度の固定資産の賦課期日である平成17年1月1日において「特別養護老人ホームの用に供する固定資産」に該当することは明らかである。

#### （4）非課税の範囲

ア さらに、本件土地は、一部ではなくその全体が「特別養護老人ホームの用に供する固定資産」にあたるものである。

イ 既に述べたとおり、審査請求において処分庁は、本件建物地下1階の食堂、男女更衣室・シャワー室、トイレは職員専用であって、事務提要が減免対象とする「施設等の運営上直接必要な固定資産」に該当しないと弁明している（甲11の2）。一方、平成11年通達及び

事務提要は、減免対象部分の認定について「翌年度以降の非課税対象部分の認定と同様のものとする。」としている（甲12, 甲13）。とすれば、本件土地が賦課期日との関係で平成17年度の固定資産税等の非課税対象になるとしても、処分庁が上記各設備について「施設（特別養護老人ホーム）の運営上直接必要な固定資産」にあたらぬことを理由に非課税対象から除外することは確実に推定される。

ウ しかし、上記の処分庁の判断は、明らかに地方税法第348条第2項第10号の3及び地方税法施行令第49条の13第2項1号の趣旨に反するものである。なぜなら、平成11年通達及び事務提要そのものが地方税法及び同施行令の解釈を誤ったものであるからである。

エ この点、地方税法施行令第49条の13第2項1号の「特別養護老人ホームの用に供する固定資産」の解釈について、平成11年通達及び事務提要は直接述べてはいない。

もつとも、既に述べたとおりこれら通達は減免対象となる固定資産を、「施設等の運営上直接必要な土地・家屋及び償却資産」としたうえで、「（減免対象部分の）認定は翌年度以降の非課税対象部分の認定と同様のものとする」としているのであるから、「特別養護老人ホームの用に供する固定資産」についても「施設の運営上直接必要な土地・家屋及び償却資産」と解釈していることは明白である。

オ しかしながら、上記の解釈は明らかに地方税法及び同法施行令の上記条文の解釈を誤ったものである。

地方税法第348条第2項が各号で挙げる非課税物件をみると、例えば宗教法人については「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地」（3号）としており、また学校法人については「学校法人・・・がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産」（9号）としているが、

社会福祉法人に関しては「社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの」（10号の3）と定めるのみで「専ら」あるいは「直接」といった文言を一切使っていない。また、地方税法施行令第49条の13第2条第1号も同様に「特別養護老人ホームの用に供する固定資産」と定めるのみで「専ら」あるいは「直接」との文言を使っていない。

カ このように、地方税法第348条第2項は非課税物件によって「専ら」あるいは「直接」といった限定をするかどうかを明らかに使い分けているのである。特に社会福祉法人の行う社会福祉事業に関して「直接」との限定がされなかったのは、既に述べた社会福祉法人の公的性格及び強度の公的制約という点から、不当に課税を免れる恐れがないとの判断に基づくものと思われる。いずれにしても、法が広く非課税としている物件について、単なる通達をもってその範囲を不当に制限し課税することは法律による行政の原理及び租税法律主義に反し許されない。

平成11年通達及び事務提要の減免に関する記載部分は、一見その目的自体は税の減免という利益を与えるものではあるが、その前提として本来非課税である物件について課税物件であるとしている以上、やはりそれは法律による行政の原理及び租税法律主義に反し違憲・違法で無効な通達と言わざるを得ない。

キ したがって、具体的にある固定資産が「特別養護老人ホームの用に供する固定資産」にあたるかどうかは、「直接」という文言にとらわれることなく、特別養護老人ホームの性格や業務の実態を具体的に検討した上で同施設の運営にとって必要な固定資産か否かが判断されなければならない。

ク 既に述べたとおり、特別養護老人ホームとは65歳以上で身体又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者等の養護を目的とする施設である（老人福祉法第20条の5）。そこで行われる養護すなわち福祉サービスの提供は個人の尊厳の保持を旨としなければならず（社会福祉法第3条）、したがって施設は、入所者が人間らしく生きるために極めて多岐にわたる福祉サービスを提供しなければならない。具体的には食事介助、入浴介助、排泄介助などから始まり、施設内の移動あるいは通院の付き添い、機能訓練、生活相談、健康管理など枚挙に暇がなく、施設はこれら福祉サービスを24時間提供することが求められるのである。そして、これらの福祉サービスを提供するのは何よりも「人」（職員）であり、職員の活動がなければ施設は利用者に対して全く機能しない。すなわち、特別養護老人ホームはその機能上「人的・物的総合体」であり人的設備と物的設備が一体となって福祉サービスを提供するものであって、両者を切り離して考えることはできないのである。厚生省令である「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日 厚令第46号（甲18）。以下、「設置基準」という）が職員数について詳細な基準を設けているのもこのためである（同基準第12条参照）。

このような特別養護老人ホームの性格からすれば、設置基準第11条第2項に列挙されていない設備であっても、職員が福祉サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な設備は原則として「特別養護老人ホームの用に供する」ものに該当するというべきである。

ケ また、特別養護老人ホームは入所者を養護するものとして、入所者の生命・身体に対し安全配慮義務を負担している。殊に衛生面に関しては入所者が病弱であるため、感染症など起こさぬように高いレ

ベルでの衛生管理が求められる。この点、設置基準第26条もまた、特別養護老人ホームに対して、入所者の使用する食器その他の設備について衛生的な管理及び衛生上必要な措置を講ずる義務（第1項）及び感染症の発生・まん延防止のために必要な措置を講ずる義務（第2項）を負担させている（甲18）。固定資産（設備）の必要性の判断には、かかる義務の履行に必要なかどうかという視点も重要である。

コ 以上からすれば、本件建物地下1階の食堂、男女更衣室・シャワー室、トイレが職員専用であることを理由に「特別養護老人ホームの用に供する固定資産」に当たらないと判断することは明らかに誤りである。

職員がその福祉サービスを適切かつ円滑に遂行するためには自分自身の食事の摂取や排泄は必要不可欠であるから、食堂及びトイレが職員専用であっても施設の用に供しているといえることは明らかである。処分庁の判断は飯も食わずトイレにも行かず職務に従事しろと言うがごときであり甚だ不合理である。これら設備は、勤務外で自己の生活のために使用する職員宿舎のような福利厚生設備とは明確に区別されるべきものである。

そして、職員食堂、職員専用のトイレ・更衣室及びシャワー室を設けることは衛生上も必要不可欠である。特別養護老人ホームの入所者の多くは認知症をかかえていることもあって、排泄介助等の際に職員自身の身体が汚物で汚れることは日常茶飯事であるから、かかる職員のための更衣室やシャワー室の存在は衛生上必要不可欠である。また、施設内で感染症が発生した場合、まん延を防止するため患者に接した職員が患者以外の入所者と同じ食堂やトイレを使うことは禁じなければならない。さらに、かかる職員が衣服を着替え

たりシャワーを浴びたりすることも感染症の種類によっては必要になる。したがって、職員食堂、職員専用のトイレ・更衣室及びシャワー室の設置は、衛生的な管理及び衛生上必要な措置（設置基準第26条第1項）及び感染症の発生・まん延防止のために必要な措置（同第2項）の1つである。

サ このように、本件建物地下1階の食堂、男女更衣室・シャワー室、トイレがいずれも特別養護老人ホームたる本件施設の用に供するものであることは明らかである。

よって、本件土地は一部ではなくその全体が「特別養護老人ホームの用に供する固定資産」として非課税とされるべきである。

#### (5) 補助金の支出

既に述べたとおり、原告は被告及び大田区から本件土地の取得費用及び本件建物の建設費用について補助金を受領している。東京都（被告）では、社会福祉法人が特別養護老人ホームを建設する際には、土地取得費用及び施設整備費用について補助基準額の4分の3の補助金を支出しているのであり、被告が受領した補助金も同様の計算によるものであるが、その算定の基準となった土地取得費用及び建物建設費用は、本件建物地下1階の食堂、男女更衣室・シャワー室、トイレの床面積を除いた費用ではなく、それぞれ土地全体及び建物全体に対するものである。補助金交付決定までに原告は被告との間で幾度となく協議を重ね、事業目的や事業計画の内容などについて設計図面も含め詳細な審査を受けている。そのうえで被告は土地全体及び建物全体を基準として補助金を支出しているのである。もとより補助金は公益上必要な場合でなければ支出することができない（地方自治法第232条の2）。そうだとすれば、補助金支出に関する以上の事実は、被告が本件土地及び本件建物全体が特別養護老人ホームの運営上必要なもの

であることを認めていることに他ならない。

したがって、処分庁が本件建物地下1階の食堂、男女更衣室・シャワー室、トイレが職員専用であることを理由に「特別養護老人ホームの用に供する固定資産」に当たらないと判断したことは、補助金支出に関する被告の判断とは矛盾するものであり、この点からも処分庁の判断が誤りであることは明らかである。

- (6) 以上のとおりであるから、本件土地は、平成17年度の固定資産の賦課期日である平成17年1月1日において、その全体が「特別養護老人ホームの用に供する固定資産」に該当することは明らかである。

よって、本件賦課処分は地方税法第348条第2項及び地方税法施行令第49条の13に反する違法な処分であると言わざるをえない。

#### 4 本件不許可決定部分の違法性

- (1) 万一、平成11年通達・事務提要及び本件賦課処分が適法であるとしても、本件土地の一部について減免を認めなかった本件不許可決定部分は明らかに違法であり、取り消されるべきである。

- (2) 事務提要は減免対象となる固定資産の具体例として設置基準第11条第2項に記載されている各設備を挙げ、これらは設置基準で必ず設置しなければならない設備であり、施設等の運営上直接必要なものであるとする一方、これら設備以外の固定資産についても、施設等の運営上直接必要なものは減免対象資産として認定できるとしている。そして、減免対象部分の認定にあたっては、各部分の名称にとらわれず、使用実態等に基づき判断するものとしている（甲13）。

このように事務提要が使用実態に基づく判断を重視し、加えて既に述べたとおり平成11年通達及び事務提要が減免対象部分の認定と地方税法第348条第2項による非課税の範囲とが同一であると考えていることからすれば、結局のところ事務提要にいう「施設等の運営上直接必要



なもの」にあたるかどうかは、先に原告が述べた基準すなわち、「特別養護老人ホームの性格や業務の実態から施設の運営にとって必要な固定資産か否か」との基準と重なり合うものといつてよい。

そしてそうだとすれば、既に述べたとおり上記の基準によれば本件建物地下1階の食堂、男女更衣室・シャワー室、トイレ等は職員が福祉サービスを適切かつ円滑に遂行するため、あるいは施設の衛生管理及び感染症対策のためにいずれも必要不可欠であり、地方税法を目的的に解釈すれば特別養護老人ホームたる本件施設の用に供するものと判断されるのであるから、これら設備は平成11年通達及び事務提要のいう「施設等の運営上直接必要なもの」にも該当することは明らかである。

(3) したがって、処分庁が上記各設備を減免対象外としたことは、事務提要の解釈を誤りあるいは使用実態についての十分な調査を怠ったことによる誤った判断であるといわざるを得ない。この点、本件審査請求における弁明書の記載をみても、具体的な使用実態に関する記載はほとんどないといつてよい(甲11の2)。すなわち、本件不許可決定部分は減免対象資産に関する通達の例示をあたかも限定列挙であるかのように捉えて機械的に当てはめたに過ぎないものといふべきである。

現に平成17年7月7日に処分庁の固定資産評価課担当者らが本件建物の現地調査をした際、原告の職員が当該担当者らから、各設備の名称を変更すれば減免対象となる旨示唆されたという事実がある。かかる事実は、処分庁が上記各設備の使用実態などほとんど考慮していなかったことの何よりの証左である。

(4) よって、本件不許可決定部分は平成11年通達及び事務提要に反する違法な処分である。

## 5 結語

以上述べたとおり本件賦課処分及び本件不許可決定部分はいずれも違法

なものであるから、主位的請求として本件賦課処分の取り消しを求め、また予備的請求として本件不許可決定部分の取り消しを求め本訴に及ぶ次第である。

以上

#### 証 拠 方 法

- 甲 1 社会福祉法人響会設立認可書
- 甲 2 の 1 東京都による建設用地取得費補助金の確定通知
- 甲 2 の 2 東京都による平成 1 5 年度施設整備費補助金の確定通知
- 甲 2 の 3 東京都による平成 1 6 年度施設整備費補助金の確定通知
- 甲 3 の 1 東京都大田区による建設用地取得費補助金の確定通知
- 甲 3 の 2 東京都大田区による平成 1 5 年度施設整備費補助金の確定通知
- 甲 3 の 3 東京都大田区による平成 1 6 年度施設整備費補助金の確定通知
- 甲 4 土地全部事項証明書
- 甲 5 建物全部事項証明書
- 甲 6 入所定員増加にかかる認可書
- 甲 7 固定資産税・都市計画税納税通知書
- 甲 8 固定資産税・都市計画税非課税申告書
- 甲 9 固定資産税減免申請書
- 甲 1 0 平成 1 7 年度固定資産税・都市計画税決定通知書
- 甲 1 1 の 1 審査請求書
- 甲 1 1 の 2 弁明書
- 甲 1 1 の 3 裁決書
- 甲 1 2 「賦課期日後に老人福祉施設等の用に供された固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の減免について」

- 甲13 「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取り扱いについて」  
(抄)
- 甲14 税制に関する比較表
- 甲15の1 東京都による建設用地取得費補助金交付の内示
- 甲15の2 東京都による平成15年度施設整備費補助金交付の内示
- 甲15の3 東京都による平成16年度施設整備費補助金交付の内示
- 甲16 東京都特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンター設置  
促進特別助成事業実施要綱
- 甲17 東京都特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンター建設  
用地取得費補助要綱
- 甲18 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (抄)

添付書類

- |   |           |     |
|---|-----------|-----|
| 1 | 訴状副本      | 1通  |
| 2 | 甲号証写し     | 各1通 |
| 3 | 訴訟委任状     | 1通  |
| 4 | 履歴事項全部証明書 | 1通  |